

家族法 1975

離婚判決

ファイル番号：

オーストラリア連邦 連邦巡回区及び家庭裁判所にて

夫

と

妻

との婚姻につき

の面前にて

判決日：

場所：

年 月 日に成立した婚姻の による離婚申請は
年 月 日に受理された。

裁判所は以下のことを確認した：

1. 婚姻は証明済みである。
2. 原告（または被告）夫／妻（あるいは両者）は実質的にオーストラリアの居住者または市民であり、離婚申請直前の1年間においても同様であった。
3. 離婚申請の理由：婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す：

4. 55A(3)項に該当する婚内子は存在しない。

裁判所は以下のことを判決する：

5. 離婚判決が成立していること、判決は 年 月 日より発効し、それにより同日付で婚姻は解消する。

裁判所により

登記官署名

登記官

中略

離婚判決が発効したことの証明

私はここに による申請に対する離婚判決が 年 月 日に発効し、同申請人の婚姻がよって解消したことを証明する。

以下省略

翻訳者 _____